

# 決算報告書

第44期

自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日

パーソルクロステクノロジー株式会社

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,035,487</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,474,112</b>
現金及び預金	395,100	未払金	4,933,979
電子記録債権	64,811	未払費用	429,115
売掛金	9,926,471	未払法人税等	498,858
契約資産	281,788	未払消費税等	1,082,063
仕掛品	101,569	預り金	174,322
貯蔵品	8,259	賞与引当金	2,704,839
前払費用	424,478	その他	650,932
短期貸付金	17,570,501	<b>固定負債</b>	<b>231,170</b>
未収入金	147,089	資産除去債務	54,746
その他	122,332	役員株式給付引当金	53,820
貸倒引当金	6,916	株式給付引当金	122,603
<b>固定資産</b>	<b>19,772,199</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,705,282</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,246,760</b>	<b>(純資産の部)</b>	
建物	390,516	<b>株主資本</b>	<b>38,102,404</b>
構築物	4,809	<b>資本金</b>	<b>495,000</b>
機械装置	228,215	<b>資本剰余金</b>	<b>32,881,674</b>
車両運搬具	3,543	資本準備金	677,651
工具器具備品	73,941	その他資本剰余金	32,204,023
土地	545,734	<b>利益剰余金</b>	<b>15,425,492</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>2,206,215</b>	利益準備金	21,530
のれん	1,613,317	その他利益剰余金	15,403,962
ソフトウェア	591,952	別途積立金	400,000
ソフトウェア仮勘定	945	繰越利益剰余金	15,003,962
<b>投資その他の資産</b>	<b>16,319,222</b>	<b>自己株式</b>	<b>10,699,762</b>
投資有価証券	937,500		
関係会社株式	13,899,827		
長期前払費用	31,082		
繰延税金資産	1,400,026		
差入保証金	50,185		
その他	600		
<b>資産合計</b>	<b>48,807,686</b>	<b>純資産合計</b>	<b>38,102,404</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>48,807,686</b>

## 損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		<b>34,785,002</b>
売上原価		28,112,488
<b>売上総利益</b>		<b>6,672,513</b>
販売費及び一般管理費		5,391,083
<b>営業利益</b>		<b>1,281,430</b>
営業外収益		
受取利息	49,486	
受取配当金	62,870	
受取地代家賃	2,398	
その他	9,965	124,720
営業外費用		
雑損失	15	15
<b>経常利益</b>		<b>1,406,135</b>
特別利益		
固定資産売却益	6,274	
抱合せ株式消滅差益	6,200,960	6,207,234
特別損失		
臨時損失	652,882	652,882
<b>税引前当期純利益</b>		<b>6,960,487</b>
法人税、住民税及び事業税	593,407	
法人税等調整額	469,344	124,062
<b>当期純利益</b>		<b>6,836,424</b>

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準および評価方法

#### 有価証券

子会社株式 移動平均法による原価法

#### たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ．仕掛品 個別法

ロ．貯蔵品 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### 有形固定資産

（リース資産を除く）

#### 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～50年

構築物 2～31年

機械装置 2～8年

車両運搬具 5～5年

工具器具備品 2～15年

#### 無形固定資産

（リース資産を除く）

#### 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんについては、その投資の効果がおよぶ期間（10年～20年）の定額法により償却を行っております。

#### リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### 役員株式給付引当金

株式報酬制度に基づく当社取締役への株式交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 株式給付引当金

株式報酬制度に基づく当社従業員への株式交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

### (4) 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、各事業の収益認識の詳細は、「4.収益認識に関する注記」に記載しております。

- (5) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 資産除去債務に関する会計基準の導入に伴う会計処理

当事業年度より当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用を資産除去債務として負債計上し、これに対応する除去費用を有形固定資産に含めて償却する方法へと変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は23,785千円減少しております。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	4,999,802	600	4,999,802	600

### (2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

## 4. 収益認識に関する注記

### (1) 収益を理解するための基礎となる情報

#### 人材派遣事業

当社は、技術者を専門とした人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しております。人材派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて人材派遣契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、顧客に請求する日より前に認識された収益は、契約資産に計上しております。

また、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1か月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### 受託請負事業

当社は、受託請負として設計・開発受託請負サービスを提供しております。受託請負は、顧客と締結した請負契約又は準委任契約に基づいて、定められた業務を完了する義務を負っております。

受託請負業務については、製造請負を除き業務の進捗につれて履行義務が充足されるため、重要性があるものについては契約期間にわたって進捗度に応じた売上高を認識しており、測定には取引の性質に応じて、履行義務が発生原価に比例している場合には原価比例法(契約ごとの見積もり総原価に対する発生原価の割合を使用する方法)、時の経過と相關する場合には時間の経過に応じて収益を計上する方法を適用しております。

なお、顧客に請求する日より前に認識された収益は、契約資産に計上しております。

製造請負業務については、顧客による製品の検収をもって履行義務が充足されるため、検収時点で収益を認識しております。

なお、いずれの取引についても取引の対価は履行義務を充足し請求した時点から概ね1か月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。